

国土交通省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

一 本省に国立研究開発法人審議会を置き、大臣官房及び総合政策局並びに大臣官房技術調査課及び総合政策局技術政策課の所掌事務に、同審議会の庶務に関するものを加えること。

(第三条、第四条、第三十条、第四十六条及び第九十一条関係)

二 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課、航空事業課及び環境・地域振興課の所掌事務を変更すること。  
(第六百六十七条、第六百六十八条及び第七百七十二条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)